

新型コロナによる業務変更のお知らせ

全国的な緊急事態宣言の解除、群馬県のガイドラインの警戒度3から2へのステップダウンを受け、当院において休止・設置等していた業務内容を6/2より変更します。

変更する業務及び内容については、以下のとおりです。

[外来リハビリ]

- ・従来どおりで再開

[短時間通所リハビリ]

- ・従来どおりで再開

[初動負荷トレーニング]

- ・利用時間13～17時、1時間1コマ、1コマ1名の利用で再開

[産後ケア]

- ・1日1組での対応で再開

2020年6月1日 西吾妻福祉病院 病院長 三ツ木禎尚